

委託事業実施内容報告書

平成20年度「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

【日系人等を活用した日本語教室の設置運営】

受託団体名 浜松学院大学

1 事業の趣旨・目的

浜松市内の外国人学校 6 校に日本語教室を新たに開設し、日本語教育の充実を図ることを目的とする。日本語教室は市内 6 校の外国人学校の施設内に設置するが、外国人学校の生徒のみならず、地域に開かれた教室として、学齢期の子どもであれば誰でも無償で参加できるものとした。つまり、本事業は外国人学校における日本語教育の充実を図ると同時に、本事業の実施によって外国人学校を退学した（あるいは退学するリスクのある）子どもに対して、無償で学習する機会と場を提供することによってセーフティネットを構築することである。

2 運営委員会の開催について

【概要】

開催日時	3月26日（13～15時）
出席者	津村公博（浜松学院大学） 米勢治子（浜松学院大学） 横内美保子（浜松学院大学） 澤田敬人（静岡県立大学） 吉田佐織（浜松市国際課） ナカジマ・ダニエリ（エスコーラ・アルカンセ） 岩原日有子（エスコーラ・ブラジル） 徳峯きよみ 代理 森光真由美（カンチーニョ・フェリス） 鈴木のり子（コレージョ・ピタゴラス浜松校） 岡則子（ムンド・デ・アレグリア） 鈴木規之 代理 倉橋徒夢（EAS 浜松校）
議題	「ヤラマイカにほんご教室の成果と課題」 ① 外国人学校の子どもの移動状況 ② 実施報告 ③ 今後について
会議の概要	① 各外国人学校の子どもの移動状況は、ムンド・デ・アレグリア学校が在籍者数の2割減、エスコーラ・ブラジル校は7割減、残りの4校は4割から5割減となっている。多くの学校が学費滞納者を多く抱えており、今後さらなる退学者が予想される。ムンド・デ・アレグリア学校も3割の学費滞納者を抱えているが、授業料免除の措置を取り退学

	を防いでいる。 ② ヤラマイカにほんご教室の実施によって、全ての協力団体である外国人学校から日本語教育の充実が図られたとの報告があった。また、不就学に陥った子どもあるいはその危険性のある子どもに対しても学習機会を提供できたとの報告があった。 ③ 来年度の事業の継続について、全ての外国人学校から要望があった。外国人学校の経営の問題や教育機関としての在り方、さらに各種学校化・準学校法人化などについて、浜松市国際課の意見を聞きながら話し合った。
--	--

【写真】（会議風景の写真を1～2枚参考に添付して下さい。）



運営委員会は本学施設内で実施。写真は会場への案内板



会議は一時間を予定していたが、2時間を過ぎる活発な意見交換会となった。



3 日本語教室の開催について

- ① 日本語教室の名称
ヤラマイカにほんご教室
- ② 開催場所
ブラジル人学校 6校

- ・EAS(エスコーラ・アレグリア・デ・サベール)浜松校
- ・エスコーラ・アルカンセ校
- ・エスコーラ・カンチーニョ・フェリス校
- ・エスコーラ・ブラジル校
- ・コレージョ・ピタゴラス・ブラジル・浜松校
- ・ムンド・デ・アレグリア校

③ 学習目標

低学年に対しては、日本語に興味を持つきっかけを与えること。中学年は、ひらがなとカタカナの習得、日常よく使う語彙、表現の習得。中学年以降は生活に役立つコミュニケーションのための日本語の習得。

④ 使用した教材・リソース

- ・EAS 浜松校
 - 「エリンと学ぶ 日本語できます」DVD 教材
 - 「合格できる日本語能力試験シリーズ/4 級、3 級、2 級、1 級」
 - アルク社 スーパーキット（日本語教材セット）
 - 自作プリント（ひらがな、カタカナ練習プリント）
- ・エスコーラ・アルカンセ校
 - 「みんなの日本語」、「日本語ベーシック講座 Vol. I、II」
 - 手作りの教材プリント、プリント
- ・エスコーラ・カンチーニョ・フェリス校
 - 「みんなの日本語」、「こどものにほんご 1」
 - 「エリンが挑戦 日本語ができます。Vol.1」
 - 「絵でわかる簡単漢字 80 /120」
 - 漢字絵本教材、DVD教材、フラッシュカード
 - 手作り教材,おもちゃ等
- ・エスコーラ・ブラジル校
 - 手作り教材・プリント・絵本
- ・コレージョ・ピタゴラス・ブラジル浜松校
 - 「みんなの日本語」、「はじめのいっぽ」、「こどものにほんご」
 - 絵カード、ひらがなカード、折り紙
- ・ムンド・デ・アレグリア校
 - 「みんなの日本語」、四谷大塚の「はなまる 2 年生」の問題集
 - 日本の小学校の国語の教科書

⑤ 受講者の募集方法

協力団体である各外国人学校の社会的ネットワークを活用した。

- ① 日本語教室が設置される外国人学校の退学者へのお知らせ
- ② 日本語教室が設置される外国人学校の在籍者へのお知らせ
- ③ 隣接する公立学校へのお知らせ
- ④ 日本語教室が設置される外国人学校の在籍者する子どもの保護者を通して保護者の居住する地域の外国人へのお知らせ

⑥ 受講者の総数 546 人

(延べ人数ではなく、受講した人数を記載すること。)

⑦ 開催時間数(回数) 1,071 時間 (全 1,202 回)

⑧ 日本語教室の具体的内容

提示された各項目について 下記の添付資料を参照ください。

- ・〔開催日時〕、〔授業回数〕、〔時間数〕、〔教授者と補助者の人数〕…別紙 添付資料 1
- ・各授業の〔参加者数〕…別紙 添付資料 2
但し、出欠席の確認がとれないところは、在籍生徒数で計算している。
- ・〔学習内容〕…別紙 添付資料 3
但し、授業数が膨大なため、各校 1 クラスを選び、例として記載する。
- ・〔参加者の国籍〕…ムンド・デ・アレグレリア校には、ペルー国籍の生徒が在籍するが、他 5 校においては、参加者はすべてブラジル国籍である。

⑨ 特徴的な授業風景(2～3 回分)

別紙 添付資料 4 を 参照。

⑩ 活用した日系人等(日本語を母語としない)の名簿

氏 名	母 語 (国 籍)	来日 年数	参加 回数	当該教室での 役割
ナガテ マルシア 〔EAS 校担当〕	ポルトガル語 (ブラジル)	20 年	378 回	授業、授業補助
ナカシマ マルセーリ アランテス 〔アルカンセ校担当〕	ポルトガル語 (ブラジル)	12 年	64 回	授業、通訳
ナカシマ ダニエリ アランテス 〔アルカンセ校担当〕	ポルトガル語 (ブラジル)	8 年	32 回	授業補助
森光 真由美 〔カンチーニョ・フェリス校担当〕	ポルトガル語 (ブラジル)	12 年	32 回	授業補助、報告書作成
イケダ ハルミ	ポルトガル語	15 年	16 回	授業

〔エスコラ・ブラジル校担当〕	(ブラジル)			
セキタニ ジョアオ パウロ タダシ 〔ムンド・デ・アレグリア校担当〕	ポルトガル語 (ブラジル)	13 年	50 回	授業、授業補助 翻訳
河内 ジョイス カミーラ ド サン トス	ポルトガル語 (ブラジル)	17 年	10.5 時間	通訳、翻訳
イレリカ アビ 〔EAS 日本語教室担当〕	ポルトガル語 (ブラジル)	10 年	5 回	事務的处理等、調整 役、教室参加への呼 びかけ
サタケ・エドアルド	ポルトガル語 (ブラジル)	15 年	32 時間	通訳及び通訳

⑪ 支援者の名簿 (⑦以外)

氏名	所属	専門分野及び日本語教育に 関する資格	参加 回数	当該教室 での役割
なし				

4 事業に対する評価について

①当初の学習目標の達成状況

8 週間のプログラムにおいて、参加した外国人の子どもの学習目標の達成は十分とは言えないが、ある程度目標を達成できたと思われる。各外国人学校により日本語教育の目標や内容が異なるため、新たに設置した日本語教室も実際に参加している在籍者の日本語能力に即して、習得に無理がないように目標を設定した。

②学習者の習得状況

それぞれの日本語教室で一定の成果が出た。特に、通常日本語の授業が週に一回程度行われている学校の生徒は、日本に対する関心や日本語を学ぶ意欲が高まったと思われる。

③日本語教室設置運営の効果、成果

8 週間の短い期間であったが、学習者である外国人の子どもの日本語を学べる機会や場を創出できた。外国人学校 6 校の日本語教育の充実化が図られたことは間違いない。学校毎に授業時間数に幅はあるものの、全ての学校から日本語教室が充実したとの評価を得ることができた。

④地域の関係者との連携による効果、成果 等

外国人学校の多くが学校教育上「学校」として認められていないため、国も地方公共団体も憲法第 89 条の公の財産支出・利用提供の制限に抵触するとの理由から財政的な支援を認めていない。本事業のように高い公益性を持つ大学が構築した支援の枠組みの中で外国人学校を支援することは効果的な手法と考えられる。公的な支援を受けること

ができない外国人学校に対して、大学が国からの公金支出の受け皿となり、本事業に必要な人材など新たな資源の提供を可能にしたと言える。

⑤改善点、今後の課題について（具体的に記述する。）

a)現状

本事業の実施前は、「日本語の授業をまずやめなければならなかった（浜松市内 A 外国人学校経営者）」、「日本語の先生は解雇し、ボランティアにした（浜松市内 B 外国人学校経営者）」など、多くの外国人学校が日本語の授業を削減していたなど、日本語の授業は削減されていた。しかし、本事業に参加した全ての学校で日本語教室が維持でき、さらに充実させることができた。

b)今後の課題

リスクの高い子どもへの支援

①「他の外国人学校の子どもの参加」についての参加

これは、いずれの外国人学校も実現できなかった。これには二つの問題があると思われる。まず、日本語教室に参加する子どもの送迎の問題である。外国人学校では、公立小学校とは異なり校区があるわけではなく、広域からの通学にはスクールバスなど送迎が必要となる。そのため、ある外国人学校の生徒が他の学校の日本語教室に参加するのは、送迎の手段がなければ参加は難しい。さらに、本質的な問題として外国人学校間で子どもの獲得競争がある。たとえその教室が他の組織の運営による場合であったとしても、二つの学校を行き来するのは難しいのかも知れない。これは、次の発言が外国人学校間の競争が連携を困難にしているとの事情を表している。

「学校の経営が安定していないから学校の運営は子どもの学費にのみ頼ることになり、ライバル同士の学校が連携するのは無理がある。各種学校の認可を取れば収入も安定するので、学校間の連携も可能になる」

②「不就学の子どもの参加」

「不就学の子どもの参加」は一人であった。親の失業や転職がきっかけで不就学に陥る場合、親が就労を求めて転居することにより居住地が不明になってしまうことがある。そうなるとそれ以降の就学のアプローチは非常に難しい。外国人学校が持つエスニック・コミュニティとしての機能を十分に果たすことができなかったからであると言える。外国人学校は教育を通してエスニック・コミュニティに貢献するばかりでなく、外国人学校自体が親を中心として、宗教・言語など共通の文化資本を持つ者同士が相互扶助の為に形成された集団としての役割を担っている。外国人学校を退学した不就学の子どもの居住地などの情報は、口コミなどでもたらされることが多く、その背景にあるエスニック・コミュニティの社会的ネットワークの存在が確認されている。本事業においては、

外国人学校が持つ社会的ネットワークにより、不就学の子ども（他の外国人学校の退学者あるいは公立学校退学者）の参加も期待したのだが、実現できなかった。

c)今後の活動予定、展望

外国人学校に在籍する子どもや、外国人学校を退学した子どもに対して、今後も支援をしていくことは必要である。外国人学校の退学者の公立学校への就学低続きも円滑に進んでいると言えない状況のなか、外国人学校において日本文化・日本語教育の必要性が増してきている。その意味で外国人学校内に日本語教室を設置した意味は大きいと言える。学校教育法上「学校」として認められないまま設立され、現在でも一部の学校を除いて、国や地方公共団体から公的な財政支援を受けることできない状況が続いている。そのため、外国人学校ではなく、外国人学校に在籍する子どもに対しての日本語教育支援は続けていくべきであると考えている。

③その他参考資料

「外国人の子どもの不就学対策外国人学校に設置する地域の日本語教室の意義について」を提出